# 2.快適でやすらぎのあるまちづくり

# 下水道

Public sewerage

## ■現況及び課題

下水道は、快適な都市生活を営むために、 不可欠なものであり、また、海域や河川 等の公共用水域の汚濁防止・水質の保全 を図る施設として重要であるため、計画 的に整備を進める必要があります。

本市の下水道事業は、昭和36年に都市計画決定して以来、主に浸水防除対策として施行してきましたが、昭和45年度から排除方式を汚水と雨水の分流式とした公共下水道事業として本格的に着手し、昭和52年に供用開始されました。

汚水については、蒲郡市下水道浄化セン ターで処理し、三河湾に放流しており、 雨水については、海域や河川へ放流して います。

豊川流域下水道に接続する「豊川流域下水道大塚処理分区」は、平成2年に事業認可を取得し、事業の推進を図っています。関係機関との調整を行い、平成12年

度からは、「ラグーナ蒲郡」等を編入した、渥美湾等流域別下水道総合計画や豊川流域下水道基本計画に沿って事業の推進を図ってまいります。

市街化調整区域にある三谷温泉地区では、 生活雑排水の大半がそのまま海に流れ込んでいる状況にあり、それらを改善する ため、既設汚水幹線や終末処理場の効率 的利用を図るほか、公共用水域の水質を 保全するために、平成3年に自然保護を 目的とする特定環境保全公共下水道の事 業認可を取得し、事業の推進を図っています。

現在、生活環境を改善し、海域や河川の 水質汚濁に対処するため、早急な整備が 要請されています。また、地場産業の繊 維染色整理業等からの工場排水受け入れ について、排水の処理方法を研究するこ とが課題となっています。

終末処理場から発生する処理水・脱水した汚泥等については、資源の有効利用の 観点から再利用を積極的に研究する必要 があります。

今後は、諸施設の有効利用を図るため、 公共下水道への接続を積極的に推進しな ければなりません。

# ■基本方針

居住環境や都市環境の改善と公共用水域 の水質保全を図るため、下水道事業の整 備促進に努めるとともに、水資源の有効 利用対策として、公共施設を中心に再生 水(中水道)の活用を図ります。

# 下水道

「施策の体系]

- 1.蒲郡処理区の整備と事業推進
- 2.大塚処理分区の整備と事業推進
- 3.特定環境保全公共下水道事業の推進
- 4.水洗化普及率の向上

#### 5.再生水(中水道)等の利用

- 再生水利用促進
- 広域的な脱水汚泥の有効利 用と民間活力の導入
- 不用浄化槽の雨水貯留槽へ の転用
- 6.下水道施設の維持管理と 民間活力の導入
- 7.高度処理方法の推進

#### ■ 無 策

#### 1 蒲郡処理区の整備と事業推進

下水道法、都市計画法による事業認可区域の整備に努めます。

また、繊維染色整理業等の工場排水処理 問題の解決、管路網の整備拡大等により、 下水道浄化センターへの汚水流入量を増加 させ、生活環境の改善と公共用水域の水質 汚濁防止を図ります。

#### 2 大塚処理分区の整備と事業推進

豊川流域下水道計画との整合を図りながら、大塚地区の下水道整備事業を推進します。



下水道工事

#### 3 特定環境保全公共下水道事業の推進

市街化調整区域にある三谷温泉地区は、 事業計画に基づく整備促進を図ります。

また、西浦温泉地区についても下水道整備の進捗状況を踏まえながら計画を進めます。

#### 4 水洗化普及率の向上

下水道事業の効果を高めるため、市民の 理解を求め、水洗化普及率の向上に取り組 みます。

# 2.快適でやすらぎのあるまちづく!)

#### 5 再生水 中水道 )等の利用

#### 再生水利用促進

水資源対策として、再生水(中水道) の有効利用を図るため、市民会館等の実 績を踏まえ、公共施設の水洗便所用水・ 修景用水・洗車用水等への利用を進めま す。

# 広域的な脱水汚泥の有効利用と 民間活力の導入

処理場から発生する汚泥の有効利用、 広域化による集約的効率化や処理方法の 創意工夫に努めます。

さらに、汚泥の有効利用の手段として、 民間活力の導入も検討します。

不用浄化槽の雨水貯留槽への転用

不用となった浄化槽を雨水貯留槽へと 転用し、降雨時の初期流出抑制の効果及 び雨水利用の促進を図ります。

#### 6 下水道施設の維持管理と民間活力の導入

下水道浄化センターの諸施設や汚水・雨水管渠の老朽化・摩耗により、機能低下が 憂慮されるため、施設の維持管理が本格化 する前に、事業の整備促進に努め、計画的 な維持管理を行うことができるよう配慮し、 維持管理費の補助制度を国・県に要望して いきます。

また、同時に維持管理への民間活力の導入も検討します。

## 7 高度処理方法の推進

公共用水域の水質汚濁防止のため、今後 さらに水質規制は厳しく移行することが予 想されることから、適切な水質基準を守る ことができるよう、順次、高度処理を進め ます。

#### ##主な事業·計画

		概要	計画期間		事業主体
公共下水道事業	単独公共下水道整備事業 (西部第2汚水幹線)	蒲郡処理区 A=1 ,136ha 600~200 L=1 ,030m	前期	後期	蒲郡市
	流域関連公共下水道 整備事業	大塚処理分区 A = 260ha			蒲郡市

# ●掲載資料

# 最近の下水道供用開始状況

区分	面積( ha )	戸数(戸)	処理人口(人)	総人口普及率(%)
平成8年度	812	11,437	45,198	54
平成 9 年度	838	11,949	46,103	55
平成10年度	859	12,399	46,964	57
平成11年度	879	12,637	47,410	57
平成12年度	943	12,850	44,929	54

備考:各年度末現在 資料:下水普及課

# ●掲載資料

# 下水道計画図(汚水)

